

議案第56号

竹間沢テニスコート撤去工事変更請負契約の締結について

令和7年4月28日付けで契約を締結した竹間沢テニスコート撤去工事について、下記のとおり一部を変更する契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|----------------------|
| 1 契約の目的 | 竹間沢テニスコート撤去工事 |
| 2 契約金額 | 変更前 金45,100,000円 |
| | 変更後 金60,855,000円 |
| 3 契約の相手方 | 埼玉県入間郡三芳町大字北永井836番地3 |
| | 塩野建設工業株式会社 |
| | 代表取締役 塩野 重光 |

令和7年9月12日提出

三芳町長 林 伊佐雄

提案理由

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年三芳町条例第28号）第2条の規定により、提案するものである。

工 事 変 更 請 負 仮 契 約 書

- 1 工 事 名 竹間沢テニスコート撤去工事
- 2 工事場所 三芳町大字竹間沢254番地1、2（竹間沢テニスコート）
- 3 変更工期 自 令和7年 4月28日
至 令和7年12月19日
- 4 元請負代金額に対する増額 金 15,755,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額) 金 1,432,273円
- 5 請負代金額変更に対する契約保証金増額 なし
- 6 請負代金額変更に対する前払金増額 なし
- 7 設計書、仕様書及び図面 別冊のとおり
- 8 その他の特定条件

この契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年三芳町条例第28号）第2条の規定による町議会の議決（可決）を経たときは、これを本契約とし、発注者より受注者にその旨の通知したときに、契約が確定する。

令和7年 4月28日付締結の請負契約を上記のとおり変更し、この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和7年 9月11日

住 所 埼玉県入間郡三芳町大字 0番地1
発 注 者 埼玉県入間郡三芳町
氏 名 三芳町長 林 伊 佐

住 所 埼玉県入間郡三芳町大字北永井836番地
受 注 者 塩野建設工業株式会社
氏 名 代表取締役 塩 野 重 光

参 考

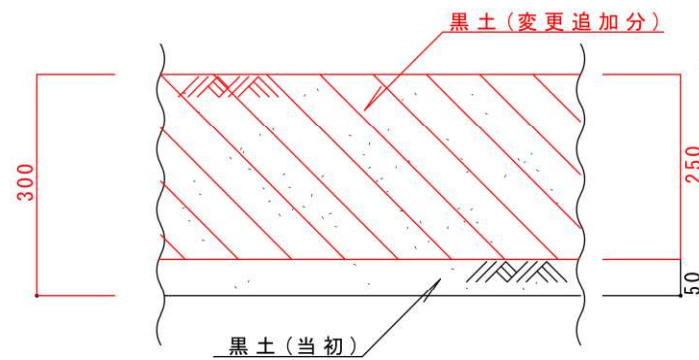
変更工事概要

- 1 工事件名 竹間沢テニスコート撤去工事
- 2 工事場所 三芳町大字竹間沢254番地1、2（竹間沢テニスコート）
- 3 契約金額 （当初） 金 45,100,000円
（変更） 金 60,855,000円
- 4 工事期間 （当初） 令和7年4月28日から令和7年10月31日まで
（変更） 令和7年4月28日から令和7年12月19日まで
- 5 変更内容 土工
（黒土5cmから30cm変更、整地、運搬） 1式
境界測量業務
（竹間沢10号線境界測量及び境界杭復元） 1式

平 面 図 縮尺 1 : 500



整地工 縮尺 1 : 10



- 整地工範囲(変更追加分)
- 境界点再現測量箇所
- 境界標復元箇所